

令和2年度 長崎和牛銘柄推進協議会 長崎和牛全国放送テレビ番組を活用した PR  
及び県外消費地におけるイベント実施業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、下記業務のプロポーザルに参加しようとするもの（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

## 1 目的

幅広い年齢層の女性をターゲットとした長崎和牛のブランド価値向上と認知度向上を目的として、アーティスト、インフルエンサー、有名料理人等の著名人の起用又は飲食店・食材の活用によるプロモーション等を展開する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の内容

長崎和牛のブランド価値・認知度向上・購買意欲喚起に繋がる全国放送テレビ番組を活用したでの PR

と県外消費地における PR イベントの実施（新型コロナウイルス感染拡大防止対策に配慮すること）

### (2) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

### (3) 予算額

5,500,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

## 3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和2年10月20日（火）	公募開始
令和2年11月5日（木）	参加表明書提出期限
令和2年11月5日（木）	質問書提出期限
令和2年11月6日（金）	参加資格確認結果通知
令和2年11月10日（火）	企画提案書、見積書提出期限
令和2年11月13日（金）	プレゼンテーション審査
令和2年11月中旬	企画提案書審査、審査結果通知

## 4 企画提案書の作成及び提出

### (1) 提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書、見積書

### (2) 提出部数

正本1部、副本6部（計7部）を提出してください。

### (3) 提出方法

持参または郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

#### (4) 提出期限

令和2年11月10日(火)午後5時(必着)

※この期限までに全ての必要書類がそろっていない場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

#### (5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎和牛銘柄推進協議会事務局(長崎県農林部農産加工流通課内)

担当:丸田

電話:095-895-2997

#### (6) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

#### (7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者につき1提案のみとします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(長崎県が補正等を求める場合を除く)。

ウ その他

- ・応募書類(正1部、副6部)は、まとめてA4ファイルに綴じて提出してください。

- ・事務局において企画提案書及び関係書類とそれを作成した会社を確認することができるよう、提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。

<記入例> 長崎和牛PR動画制作・発信業務委託 株式会社〇〇

## 5 質疑及び回答

説明会の開催は予定しておりません。質疑がある場合は電子メールで受け付けます。なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

(メールアドレス) maruta\_shun@pref.nagasaki.lg.jp

なお、質問書の提出期限は、令和2年11月5日(木)午後2時までとします。

## 6 審査

### (1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「ア.業務内容に関する提案」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「ア.業務内容に関する提案」の点数も同一であった場合には、選定委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査とします。プレゼンテーション審査は令和2年11月13日(月)13時30分から長崎交通産業ビル4階B会議室(長崎市大黒町3-1)において実施します。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
ア. 業務内容に関する提案	(a) 長崎和牛のブランド価値向上に資するインパクトのある企画	・長崎和牛のブランド価値向上と認知度向上に資する、インパクトのある企画が提案されているか。	20
	(b) ターゲットの明確化	・ターゲットである女性に訴求する企画となっているか。	20
	(c) プロモーション活動の持続・発展性、今後の発展方向	・プロモーションの効果が一過性に終わらず、一定期間持続・発展するような工夫、発展方向が提案されているか。	20
	(d) 業務実施スケジュール	・円滑な業務実施が可能なスケジュールとなっているか。(スケジュールに無理はないか。)	10
	(e) 協議会等の業務負担	・長崎和牛銘柄推進協議会に過大な業務負担を求める提案になっていないか。	5
イ. 業務実績		・過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか。	10
ウ. 業務実施体制		・業務実施体制について、具体的かつ明確に記述されているか。 ・業務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。	5
エ. 提案金額		・価格点の算定式 満点 (10 点) × 各提案者の提案金額のうち最低の額 ÷ 自社の提案金額 (ただし、小数点以下を切り捨て)	10
合計			100点

※審査項目アからウまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

評価	評点
A (たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B (優れている)	項目の配点 × 0.8
C (普通)	項目の配点 × 0.5
D (やや劣っている)	項目の配点 × 0.3
E (劣っている)	項目の配点 × 0

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外 (失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 7 契約手続

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎和牛銘柄推進協議会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎和牛銘柄推進協議会と交渉を行うこととなります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

## 8 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（長崎和牛銘柄推進協議会及び審査委員会での使用に限る。）。
- (3) 契約者以外の企画提案内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

## 9 問い合わせ先

長崎和牛銘柄推進協議会事務局（長崎県農林部農産加工流通課内）

担当：丸田

T E L : 095-895-2997

E-mail : maruta\_shun@pref.nagasaki.lg.jp

## 10 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎和牛銘柄推進協議会との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
  - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、長崎和牛銘柄推進協議会事務局員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、長崎和牛銘柄推進協議会と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎和牛銘柄推進協議会が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、長崎和牛銘柄推進協議会は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。

# 企画提案書作成要領

次の各項目について作成すること。なお、様式は任意とする。

項目	作成要領
1. 概要	○企画提案全体の概要、趣旨、コンセプト等を記載すること。
2. 業務内容に関する提案	①長崎和牛のブランド価値向上に資するインパクトのある企画 ○長崎和牛のブランド価値向上と認知度向上に資するインパクトのある企画を提案すること。 ○和牛の特徴を理解した上で、ターゲットに訴求する効果的な企画を提案すること。 ○企画内容がわかるよう絵コンテ等で示すこと。
	②ターゲットの明確化 ○ターゲットである女性に訴求する企画を提案すること。 ○ターゲットとする女性の年齢層を明確にすること。
	③プロモーション活動の持続・発展性、今後の発展方向 ○プロモーションの効果が一過性に終わらず、一定期間持続・発展するような企画を提案すること。 ○提案する企画の今後の発展方向を提案すること。
	④業務実施スケジュール ○具体的な業務実施スケジュールがわかるよう作成すること。
	⑤協議会等の業務負担 ○当該プロモーションの実施に当たり、長崎和牛銘柄推進協議会が担う業務があれば記載すること。
3. 業務実績	○過去に実施した同種または類似の業務の実績について記載すること。 ○過去の実績については、次の内容がわかるよう記載すること。 ・業務名 ・発注者 ・実施年月 ・業務の概要 ・金額
4. 業務実施体制	○責任者及び各担当者の役職・氏名、役割分担、それぞれの業務実績等がわかるよう作成すること。
5. 提案金額	○おおまかな内訳を示すこと。 ○消費税及び地方消費税を含めた金額で作成すること。